

令和8年2月24日

公示第708号

電通健康保険組合の規約の一部を次のとおり改正する。

組合規約 第45条「(一般保険料及び調整保険料の負担割合)」を、「(保険料額及び調整保険料額の負担割合)」に改め、第45条中「一般保険料額及び調整保険料額」を「一般保険料等額及び調整保険料額」に改める。

組合規約 第45条の2「(介護保険料の負担割合)」を「(介護保険料額の負担割合)」に改める。

組合規約 第48条中「一般勘定のうち、」と「(9) 出資金」を削り、2と3を次のように新設する。

2 介護勘定のうち、予備費を充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 介護納付金 (2) 還付金

3 子ども勘定のうち、予備費を充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 子ども・子育て支援納付金 (2) 還付金

組合規約 第49条2中「介護納付金」の次に「及び子ども・子育て支援納付金」を加える。

組合規約 第57条2を削る。

附則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

第1条 施行日前の労務に服することができない期間にかかる傷病手当付加金の支給については、なお従前の例による。

掲示期間	2月24日から 3月31日まで
------	--------------------